

- 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 東京都廃棄物規則の一部を改正する規則
公布年月日・番号 平成17年3月31日・東京都規則第50号

1 概要

東京都廃棄物条例（平成4年東京都条例第140号）の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うとともに、行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成16年法律第84号）の施行による必要な様式改正を併せて行う。

(1) 東京都廃棄物条例の一部を改正する条例（平成17年東京都条例第88号）で委任されている事項の制定

特定排出事業者の範囲（第5条 / 条例第14条第2項）

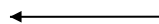
改正前の条例で定める産業廃棄物処理計画を提出する事業者の範囲の規定に変え、新たな報告書制度の対象となる、特定排出事業者の範囲を規定する。

[特定排出事業者]

[これまでの産業廃棄物処理計画提出事業者]

・建設業（資本金3億円超）
・製造業（従業員300人以上）
・病院（全て）
・その他知事が必要と認める者

・建設業（資本金5億円以上）
・製造業（従業員300人以上）
・病院（300床以上）
・その他知事が必要と認める者



特定排出事業者の報告事項（第5条 / 条例14条2項）

[特定排出事業者]

[これまでの産業廃棄物処理計画提出事業者]

・毎年4月1日現在の状況を
同年6月30日までに報告
（施行1年目のみ、9月1日現在の状況を
11月30日までに報告）

・年度ごとに作成し、
9月30日までに報告



産業廃棄物処理業者の報告事項（第5条の2 / 条例第14条の2第1項）（第5条の3 / 条例第14条の3第1項）

新たに、産業廃棄物処理業者（収集運搬業者・処分業者）に対する報告制度を制定し、その報告事項を規定する。

[報告対象]

- ・産業廃棄物収集運搬業者：積替え又は保管を事業範囲に含む者
産業廃棄物処分業者：全て

[報告頻度]

- ・6箇月ごとに報告
- ・4月～9月の集計 10月31日までに報告（施行1年目のみ9月分の集計）
- 10月～3月の集計 4月30日までに報告

不利益処分の公表対象となる法令等（第14条の2 / 条例第20条の2）（第26条第3項）

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・浄化槽法（昭和58年法律第43号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）
- ・使用済み自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）
- ・産業廃棄物再生輸送業・再生活用業の指定取消し（東京都廃棄物規則第26条）

- (2) 行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成16年法律第84号）の制定・施行による改正（別記第7号様式、第11号様式、第12号様式及び第17号様式）

行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に第46条（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）が新設され（平成17年4月1日施行）、訴訟の教示が義務付けられた。

これに伴い、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則（平成16年東京都規則第345号）が制定・施行され、別記様式の教示文を改める。

2 施行期日

公布の日（平成17年3月31日） ただし以下の を除く。

別記第7号様式、別記第11号様式、別記第12号様式及び別記第17号様式の改正規定（訴訟の教示）

平成17年4月1日

第3条を削る改正規定、第4条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、同条を第3条とする改正規定、第5条中第1項を改め、第2項から第4項までを削り、同条を第4条とし同条の次に4条を加える改正規定及び別記第1号様式の改正規定（報告制度） 平成17年9月1日

3 問い合わせ先

廃棄物対策部産業廃棄物対策課指導係

直通 03 - 5388 - 3586

内線 42 - 851